

駐車監視員活動ガイドライン

【東村山 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	市道	さくら通り	東村山駅東口交差点	久米川町1丁目26番地1	7-20	
2	市道	けやき通り	清瀬駅北口	下清戸5丁目交差点	7-20	

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	西武新宿線久米川駅周辺を含む栄町2丁目、3丁目、本町1丁目、本町4丁目の一部及び周辺	7-20	
2	西武新宿線東村山駅周辺を含む本町2丁目及び周辺	7-20	
3	西武池袋線秋津、JR新秋津駅周辺を含む野塩5丁目及び周辺	7-20	
4	旭が丘2丁目～5丁目地区	7-20	
5	松山地区及び竹丘地区	7-20	
6	元町地区	7-20	
7	富士見町地区	7-20	